

選定要領

(明石市立東部中学校(朝霧中学校ほか3校) 体育館の空調整備業務委託)

(明石市立中部中学校(野々池中学校ほか4校) 体育館の空調整備業務委託)

(明石市立西部中学校(江井島中学校ほか3校) 及び明石市立明石商業高等学校体育館の空調整備業務委託)

1 選定方法について

適正な参加申請のあった者(以下「参加者」という。)について、選定委員会において、プレゼンテーションによって企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、受託予定者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施日

2025年2月中旬(予定)

- ・ 日時については参加申請書等の受付終了日以後に指定します。
- ・ 指定した日時に参加できない場合は参加申込みを無効とします。

(2) 会場

明石市役所分庁舎 4階 教育委員会室

(3) 審査対象となる書類

- ・ 企画提案書(別紙「企画提案書作成要領」参照)
- ・ 公共性(施策反映)評価提出書(別紙「公共性(施策反映)評価について」参照)
- ・ 参考見積書
- ・ 参考業務費内訳書

(4) 審査する内容

「(3)審査対象となる書類」で示す内容及びその内容に対する質疑応答などから総合的に審査する(別紙「採点基準」参照)。

(5) プレゼンテーション

- ・ 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に記載された業務責任者が行うことを原則とする。
- ・ 会場に入室可能な人数はプレゼンテーションを行う者を含めて5名以内とする。
- ・ 1者あたりのプレゼンテーションの時間配分の目安

→ **企画提案書等の説明(1業務を受託希望の場合): 20分以内**

(複数の業務を受託希望の場合): 30分以内

→ **質疑応答 20分**

- ・ 実施に当たってはパソコン等の機器を使用しても構いません。ただし、パソコン、スクリーン及びプロジェクター等の機器は参加者において用意すること。

(6) 審査の方法

① 審査

選定委員会が採点基準をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を受託予定者として選定する。

【注1】

審査の結果、総合評価点数が同点の場合の選定については、下記のアからウの順で受託予定者を決定する。

※2025年1月8日に学校管理担当から公告する「明石市立東部中学校(朝霧中学校ほか3校) 体育館の空調整備業務委託」を以下「東部業務」、「明石市立中部中学校(野々池中学校ほか4校)

体育館の空調整備業務委託」を以下「中部業務」、「明石立西部中学校（江井島中学校ほか3校）及び明石市立明石商業高等学校の体育館の空調整備業務委託」を、以下「西部業務」という。

ア 採点基準（審査基準）の項目「業務実施に関して」の得点が最も高い者を受託予定者とする。

イ 採点基準（審査基準）の価格の得点が最も高い者を受託予定者とする。

ウ イの得点も同点の場合にくじで受託予定者を決定する。なお、くじは「東部業務」、「中部業務」、「西部業務」の順で実施する。

【注2】

「東部業務」、「中部業務」、「西部業務」のうち、同一の技術者を配置予定とした複数の業務で受託予定候補者となった場合又は異なる技術者で3業務の受託予定候補者となった場合の選定については下記のアからイの順、及びウにより受託予定者を決定する。

ア 受託予定候補者以外に受託希望者がいない業務で受託予定者とする。ただし、当該業務が複数ある場合は、総合評価点数が最も高い業務で受託予定者とする。

イ 当該受託予定候補者以外にも受託希望者がいる場合は、総合評価点数が最も高い業務で受託予定者とする。

ウ ア、イにおいて総合評価点数が同点の者がいる場合は、【注1】を準用する。

【注3】

参考見積書の金額が見積限度額を超えた場合は参加申込の無効とし、審査基準点（80点）未満の参加者は参加申込みを失格とする（選定委員のうち、審査基準点が80点未満の者が1人でもいた場合においても、当該参加申込みを失格とする）。

② 再度の審査

初回の審査で受託予定者がいなかった業務においては再度の審査を実施する。審査内容や採点基準等はすべて初回の審査と同じとする。ただし、再度の審査に参加できる業者は初回の審査で有効とされた業者のみとする。

(7) 選定結果の通知

- ・ **2025年3月上旬**（予定）に明石市ホームページに公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
- ・ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。